

令和4年神審第31号

裁 決

漁船A漁船B乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月20日06時16分

和歌山県地ノ島西岸沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	7.9トン	7.9トン
登 録 長	12.78メートル	12.78メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関

3 事実の経過

A及びBは、同一船型の、共に瀬戸内海機船船びき網漁業に網船として従事するFRP製漁船で、いずれも船首寄りに操舵室を配し、Aの同室前部中央に魚群探知機を組み込んだGPSプロッター及び無線機を、その左舷側に機関遠隔操縦装置及び舵輪を、Bの操舵室前部中央に魚群探知機、GPSプロッター及び無線機を、その右舷側に機関遠隔操縦装置及び舵輪をそれぞれ備え、Aにa受審人ほか1人が、Bにb受審人が1人でそれぞれ乗り組み、AとBの各船首部及び各船体中央部をロープにより固定し、Aの左舷側にBの右舷側を横抱き状態（以下「AB列」という。）とし、探索船及び運搬船の計4隻で船団を組み、操業の目的で、共に船首0.9メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和3年9月20日05時30分和歌山県栖原漁港を発し、同県和歌山下津港有田第2区付近の漁場に向かった。

ところで、A及びBは、操業時以外はAB列を構成し、Bに乗り組んだ船団長であるb受審人が舵及び機関の操作を行い、Aに乗り組んだa受審人が、b受審人から指示された機関回転数とし、舵中央として操船するものであった。

また、地ノ島西岸沖合には、水上岩を含んだ水深2メートル未満の浅所（以下「地ノ島沖合浅所」という。）が存在し、a、b両受審人は同浅所の存在を承知し、A及びB両船それぞれに備えられたGPSプロッターにも地ノ島沖合浅所が表示されていた。

B受審人は、探索船が船団の先頭に立って魚群探索を行いながら目的の漁場に向けて北上する中、GPSプロッターを作動させて舵輪後

方の椅子に腰掛けた姿勢で、同船を追走するため地ノ島南方沖合を北上し、06時10分和歌山下津港有田ENEOSシーバース灯（以下「有田シーバース灯」という。）から222度（真方位、以下同じ。）1.29海里の地点で、針路を008度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、探索船の動向に注意を払っていたところ、同船が地ノ島北西岸沖合で右転したことから、探索船を追走するため、06時15分少し前有田シーバース灯から264.5度1,380メートルの地点に至り、針路を017度に転じ、Aと共に続航した。

b受審人は、06時15分有田シーバース灯から265.5度1,370メートルの地点に達したとき、地ノ島沖合浅所が船首方330メートルのところとなり、その後同浅所に向首接近する状況であったが、探索船の動向を確認することに気をとられ、作動中のGPSプロッターで地ノ島沖合浅所との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

一方、a受審人は、舵輪後方の椅子に腰掛け、甲板員を自身の左方の台に座らせてGPSプロッターを作動させ、06時15分前示地点に達したとき、地ノ島沖合浅所に向首接近する状況を認めていたが、b受審人は同状況を知っており、いずれ左転して離れていくものと思い、同人に対し、無線機を使用するなど、地ノ島沖合浅所に向首接近する状況を進言しなかった。

こうして、b受審人は、地ノ島沖合浅所に向首したまま進行し、06時16分有田シーバース灯から279.5度1,290メートルの地点において、AB列は、原針路、原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に

あたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、Aは、船首船底及びキールに亀裂等を、Bは、船体中央部の結索金具に折損をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理され、Aの甲板員が頸髄損傷による死亡と検案され、a受審人が肋骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、地ノ島西岸沖合において、同島北岸沖合に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、地ノ島沖合浅所に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、Bの船長が、船位の確認を十分に行わなかったことと、Aの船長が、Bの船長に対し、地ノ島沖合浅所に向首接近する状況を進言しなかったことによるものである。

b受審人は、地ノ島西岸沖合において、同島北岸沖合に向けて航行する場合、地ノ島沖合浅所に向首接近することのないよう、作動中のGPSプロッターで同浅所との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、探索船の動向を確認することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、地ノ島沖合浅所に向首接近する状況に気付かないまま進行して同浅所への乗揚を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、Aの甲板員を死亡させるとともにa受審人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、地ノ島西岸沖合において、AB列として同島北岸沖合に向けて航行中、地ノ島沖合浅所に向首接近する状況を認めていた場合、

b 受審人に対し、無線機を使用するなど、同状況を進言すべき注意義務があった。しかるに、a 受審人は、b 受審人は地ノ島沖合浅所に向首接近する状況を知っており、いずれ左転して離れていくものと思い、同人に対し、同状況を進言しなかった職務上の過失により、地ノ島沖合浅所への乗揚を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、Aの甲板員を死亡させるとともに自身も負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月11日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広